2027年度 シーズS よくあるご質問

No.	分類	項目	質問	回答
Q1	共通	募集対象・応募資格	2027年度は、どのシーズを募集しますか。	2027年度は、シーズS1及びS2を募集します。今回の公募ではS0の募集は行いません。なお、S0については2027年春頃の公募を予定しています。
Q2	共通	募集対象・応募資格	S1とS2はどのように異なりますか。	S1は、起業前の研究者を対象に、臨床応用及び事業化の実現性を検証しながら、応用研究から非臨床開発への移行を進める段階です。支援期間内にスタートアップを設立することを前提としています。S2は、起業直後のスタートアップを対象に、非臨床試験等を本格的に進め、自走可能な民間資金の獲得を目指す段階です。各シーズで想定する研究開発段階については、公募要領末尾の参考図をご確認ください。
Q3	S1	募集対象・応募資格	九州大学以外の大学・研究機関からも応募できますか。	はい。S1については、研究開発代表者が国内の研究開発機関に所属し、当該機関を主たる研究場所として研究開発を実施するなど、公募要領に定める要件を満たしていれば、九州大学以外からも応募できます。
Q4	S1	募集対象・応募資格	S1では、起業することが必須ですか。	はい。S1では、最長2年間の支援期間内にスタートアップを設立することを前提とした、具体的な起業計画を有している必要があります。
Q5	S1	募集対象・応募資格	S1の応募時点で、経営者候補や事業化推進機関が決まっている必要がありますか。	応募時点で全ての体制が確定していることを一律に求めるものではありませんが、事業化に向けた具体的な計画と体制構築の見通しが重要です。なお、S1では1年度目終了時のステージゲート評価において経営者候補の目途がついていること、支援終了時には経営者候補が確定していることを達成目標としています。
Q6	S2	募集対象・応募資格	S2では、大学の研究者が研究開発代表者として応募できますか。	S2では、国内のスタートアップ企業が応募主体となり、当該スタートアップの代表取締役が研究開発代表者となります。大学の研究者が研究開発に参画することは可能ですが、S2の研究開発代表者については、公募要領に定める要件を満たす必要があります。
Q7	S2	募集対象・応募資格	S2の代表取締役が大学以外の病院等に勤務していても応募できますか。	代表取締役の大学への所属は、S2の応募要件とはされていません。ただし、応募主体となるスタートアップが、研究開発及び事業化を主体的に推進する体制を有していることが重要です。
Q8	S2	募集対象・応募資格	S2の「起業から5年以内」は、いつの時点で判断しますか。	原則として、支援開始日時点で起業から5年以内であることが要件となります。2027年度公募の支援開始日は2027年4月1日です。
Q9	共通	対象となる研究開発課題	どのような研究開発課題が対象ですか。	承認・認証を必要とする医薬品、医療機器（体外診断用医薬品を含む）、再生医療等製品等の実用化を目指す研究開発課題が対象です。
Q10	S1	対象となる研究開発課題	創薬研究の場合、どの程度の開発段階からS1に応募できますか。	S1では、一定程度の研究成果が得られ、リード化合物等の選定・最適化や、非臨床開発への移行に向けた検討を進める段階を主に想定しています。開発候補品の具体性、これまでに得られたデータ、支援期間中の開発計画等を踏まえ、公募要領の参考図もご確認のうえ、応募をご検討ください。
Q11	共通	対象となる研究開発課題	公募要領の参考図に示された開発段階から外れる場合、応募できませんか。	参考図は、九州大学拠点が想定する研究開発段階の目安を示したものです。実際の開発工程はモダリティや開発内容等によって異なるため、図の範囲のみで応募の可否が一律に決まるものではありません。
Q12	共通	対象となる研究開発課題	研究ツールや創薬支援技術の開発も対象ですか。	医薬品・医療機器等としての承認・認証を目指さない研究ツールや創薬支援技術については、原則として本プログラムの対象外です。
Q13	共通	対象となる研究開発課題	製薬企業等が保有する技術や材料を活用する研究でも応募できますか。	企業由来の技術や材料を活用することのみをもって、一律に応募対象外となるものではありません。ただし、本事業はアカデミア発の医薬品・医療機器等の実用化を目的としています。応募に当たっては、アカデミアにおける研究成果との関係や、実用化に向けた研究開発の位置づけを明確にしてください。
Q14	共通	対象となる研究開発課題	臨床試験の実施費用を研究開発費に含めることはできますか。	本公募では、主として非臨床開発から臨床試験開始に向けた準備段階を想定しています。臨床試験の実施を計画する場合には、研究開発及び事業化における必要性、支援期間中の達成目標、経費の妥当性等を踏まえ、個別に検討されます。特にS2では、民間資金の獲得等に向けた必要性を含め、計画の合理性を説明してください。
Q15	共通	他事業との重複応募・重複受給	他の橋渡し研究支援拠点にシーズ登録している場合でも応募できますか。	他拠点にシーズ登録されていることのみをもって、直ちに応募対象外となるものではありません。ただし、既に受けている研究開発支援の内容や、他事業への申請・採択状況によって取扱いが異なります。
Q16	共通	他事業との重複応募・重複受給	AMED橋渡し研究プログラムや、他拠点の橋渡し研究支援を受けている場合でも応募できますか。	同一の研究開発課題について、AMED橋渡し研究プログラムの他の支援区分（preF/F/B/C/F#等）や、他拠点の橋渡し研究支援（シーズA/H等）に採択され、支援を受けている場合には、原則として、支援期間が重複する形で本プログラムの支援を受けることはできません。ただし、研究開発の目的や内容等が異なり、別の研究開発課題として明確に区分できる場合には、応募可能な場合があります。既に採択・支援を受けている課題との関係や、研究開発内容、支援期間等を整理のうえ、事前に当拠点へご相談ください。
Q17	共通	他事業との重複応募・重複受給	他の大学発医療系スタートアップ支援拠点にも同時に応募できますか。	同時応募自体を一律に禁止するものではありませんが、同一の研究開発課題について複数拠点から重複して支援を受けることはできません。複数拠点で採択された場合には、支援を受ける拠点を選択していただく必要があります。
Q18	共通	他事業との重複応募・重複受給	JSTのGAPファンドや他のAMED事業に採択されていても応募できますか。	他事業への採択のみをもって、一律に応募対象外となるものではありません。ただし、同一の研究開発内容に対する研究費の重複受給は認められません。研究開発の目的、実施内容、計画及び経費を明確に区分してください。また、他事業側の重複受給に関する規定も確認する必要があります。
Q19	共通	他事業との重複応募・重複受給	研究対象の疾患が同じでも、実施内容が異なれば応募できますか。	対象疾患や研究テーマ名のみで、課題の同一性が判断されるものではありません。開発対象、作用機序、研究開発の目的、実施内容等を踏まえて総合的に判断されます。既存課題との違いが分かるよう、提案書に具体的に記載してください。
Q20	共通	研究開発費・実施体制	支援額と支援期間を教えてください。	S1は最長2年間、1課題当たり年間3,000万円程度、S2は最長2年間、1課題当たり年間1億5,000万円程度です。いずれも一般管理費・間接経費を含みます。

Q21	共通	研究開発費・実施体制	研究開発費にはどのような経費を計上できますか。	研究開発に必要な人件費、物品費、外注費等のほか、事業化に必要な費用についても、事業の目的や経費区分に応じて計上できる場合があります。S1では、起業前のフィージビリティ・スタディや起業に必要な人材の確保、インキュベーション施設の利用等に係る費用も対象となり得ます。詳細は、公募要領及びAMEDの事務取扱説明書等をご確認ください。
Q22	S2	研究開発費・実施体制	S2では、スタートアップの従業員の人件費を計上できますか。	本事業に直接従事する従業員の人件費は計上可能です。ただし、本事業と無関係の業務に係る人件費は対象外です。
Q23	共通	研究開発費・実施体制	研究開発の一部を他の大学や企業に実施してもらうことはできますか。	可能ですが、実施内容に応じて適切な体制・契約形態を整理する必要があります。主体的に研究開発を実施する機関と、測定・試験等の作業を受託する外注先では取扱いが異なります。なお、本プログラムでは再委託は認められていません。
Q24	共通	応募手続・審査・採択後	応募に当たり、e-Radでの申請は必要ですか。	応募書類は、九州大学拠点の指定する応募フォームから提出してください。本公募の応募時点では、e-Radによる応募申請は必要ありません。ただし、採択後の契約等に向けて、必要な登録・手続をお願いする場合があります。
Q25	S2	応募手続・審査・採択後	設立後3年未満のスタートアップは、S2応募時の決算書等をどのように提出すればよいですか。	事業報告書及び決算書については、作成済みの年度分のみ提出してください。設立直後等の理由により提出可能な書類がない場合は、その旨を応募時に申し出てください。
Q26	共通	応募手続・審査・採択後	応募前に個別相談をすることはできますか。	はい。応募に関する個別相談は随時受け付けています。ただし、個別相談は応募要件や制度の取扱い等についてご案内するものであり、審査結果や採択を保証するものではありません。